
序

平城宮跡や大宰府跡と並び日本三大史跡に数えられる多賀城跡は、大正11年に附属寺院である多賀城廃寺跡とともに、多賀城跡附寺跡として国の指定を受け、昭和41年には、県内唯一の特別史跡に指定されています。

多賀城市では、107haに及ぶ特別史跡のより良い保存管理を図るため、昭和50年度に最初の保存管理計画を、昭和62年度には第2次保存管理計画を策定し、宮城県教育委員会との連携のもと適切な保存管理に努めてきたところです。

しかしながら、第2次保存管理計画の策定から20年余りの歳月が経過し、柏木遺跡と山王遺跡千刈田地区の追加指定、公有化事業や環境整備事業の進展により、管理面積が増大し、管理内容も多岐にわたってきております。また、この間、東北歴史博物館や国府多賀城駅の開設、三陸自動車道や県道玉川岩切線の開通、多賀城南門の復元構想、古代地方都市の発見など、特別史跡とそれを取り巻く環境が大きく変化するとともに、特別史跡に対する社会的要請も多様化してまいりました。

そこで、本市教育委員会では、これらの状況を踏まえながら、平成21・22年度の2カ年にわたり、保存管理の見直しのため検討を重ねてまいりました。その中で、特別史跡の保存管理に万全を期すとともに、多賀城跡を保護・継承してきた地域住民の足跡や地域の歴史についても保存管理の対象とし、史跡と地域住民の方々との共存と管理運営面での共営による保存管理を新たな目標とする第3次保存管理計画を提示することといたしました。

多賀城が廃絶したのちも連綿と培われてきた歴史が重層的に守り伝えられることで、これまで以上に多賀城跡の魅力を発信することにもつながるものと考えております。今後とも特別史跡多賀城跡附寺跡の保存・活用への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたりましては、特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画策定委員会委員の皆様、文化庁及び宮城県教育委員会から熱心な御指導、御助言を賜りました。また、地域住民の皆様からも、策定に至るまで貴重な御意見をお寄せいただきましたことに対して、深く感謝申し上げます。

平成23年7月

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

目 次

第1章 保存管理の経緯

1 多賀城の概要	1
(1) 多賀城跡の位置	1
(2) 多賀城の役割	1
(3) 多賀城跡の発掘調査成果	3
2 特別史跡指定の経緯	4

第2章 第3次保存管理計画

1 計画策定の目的	8
2 計画見直しの必要性	8
3 計画の新たな視点	9
4 計画の新たな目標と方針	9
(1) 特別史跡指定地内について	9
(2) 特別史跡周辺地域について	10
(3) 多賀城市及び広域について	12
5 計画の基本的な考え方	12
(1) 特別史跡の構成要素	12
(2) 地区区分	16
(3) 各地区の定義と基本方針	17
6 現状変更等の許可に関する取扱い基準	21
(1) 現状変更等の許可に関する取扱い基準	21
(2) 現状変更等の許可に関する取扱い基準の細則	25
7 保存管理関連継続事業	29
(1) 各事業の基本方針	29

第3章 整備活用に関する方針

1 特別史跡指定地内における基本方針	31
(1) S重点遺構保存活用地区の基本方針	31
(2) AⅠ遺構等保存活用地区の基本方針	31
(3) AⅡ遺構等保存活用地区の基本方針	31
(4) 緑地環境保全地区の基本方針	32
(5) 湿地環境保全地区の基本方針	32
2 S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画	32
(1) S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画マスタープラン	32
(2) S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画マスタープログラム	36
3 特別史跡周辺地域について	38
4 多賀城市域関連地区について	39
5 計画推進のための体制	39

第1章 保存管理の経緯

1 多賀城の概要

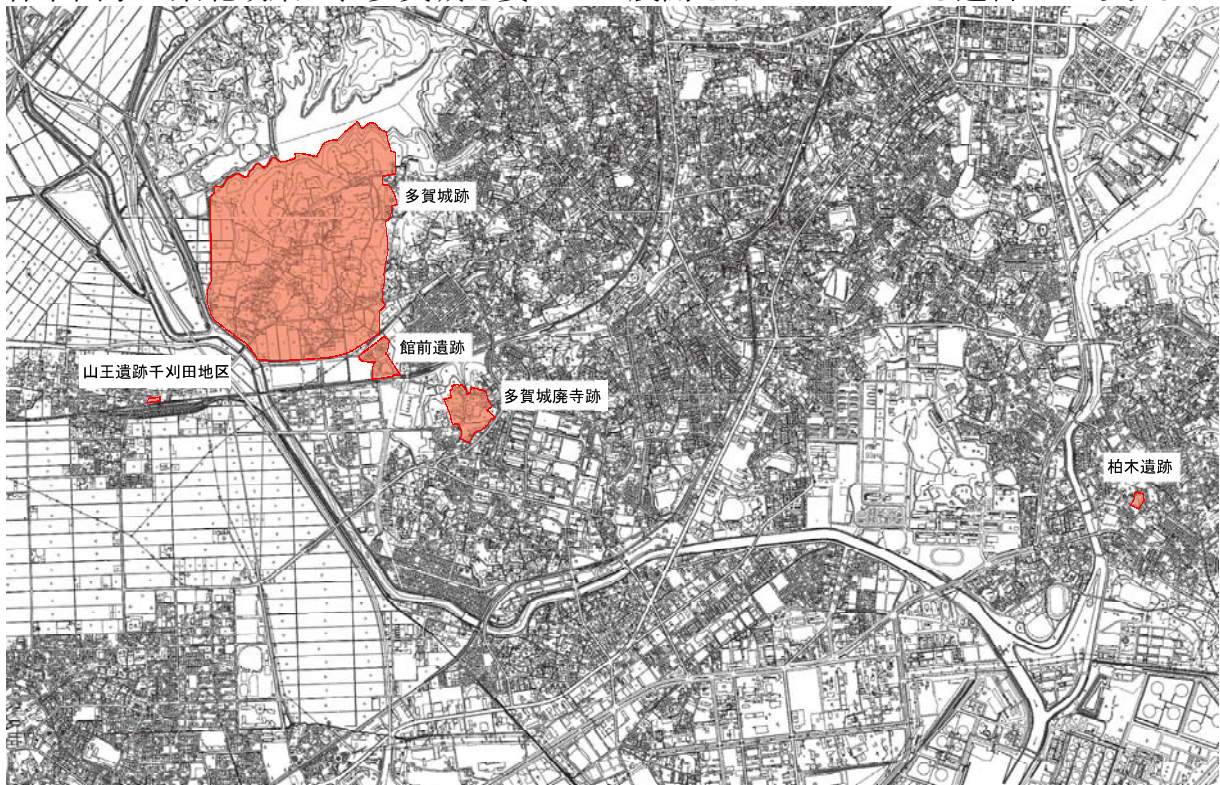
(1) 多賀城跡の位置

多賀城市は、宮城県のほぼ中央、仙台市の中心から東へ約10kmの位置にあります。本市の北西から南東にかけて、利府町の丘陵地帯を源流とする砂押川が流れ、地形は大きく二分されています。砂押川の北は、松島丘陵と呼ばれる標高50m未満の低丘陵であり、南に向かって枝葉のように延びています。

東北の政治・軍事の中心地であった多賀城は、松島丘陵の南西端、広大な仙台平野を一望できる位置に築かれています。この場所は、仙台から塩竈・松島方面へ向かう塩竈街道が通じ、西から南にかけては古代において運河にも利用された砂押川が流れています。さらに、北東約2kmには国府津と推定されている塩竈の港がひかえるなど、古くから陸上、水上交通の要衝の地でした。

(2) 多賀城の役割

古代の東北地方には柵・城と呼ばれる施設が配置されました。多賀城はその中でも代表的なもので、城柵の中にあつて、長期にわたり最も重要な役割を果たしました。律令国家の東北政策は、多賀城を要として展開されたといっても過言ではありません。



特別史跡多賀城跡附寺跡の位置

ん。

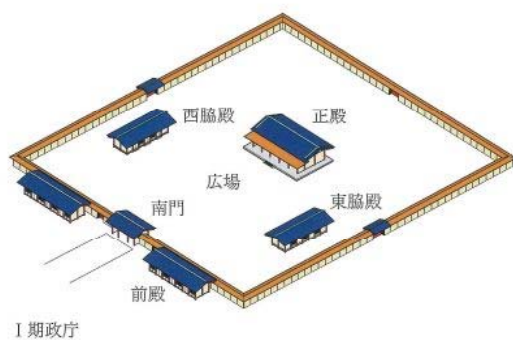
多賀城の創建については、六国史に記載されていませんが、多賀城碑には神亀元年（724）、大野朝臣東人が設置したと刻まれています。この記載については、多賀城跡の発掘調査の結果と合致し、考古学的にも裏付けられています。

奈良時代には国府とともに鎮守府も置かれていました。延暦21年（802）に坂上田村麻呂によって築かれた胆沢城に鎮守府が移され、以後国府の機能だけが残ります。

貞観11年（869）には、陸奥国が大地震に見舞われ、多数の死者を出し、建物が倒壊するなどの大きな被害があり、城下に津波が押し寄せたことが『日本三代実録』に記されています。



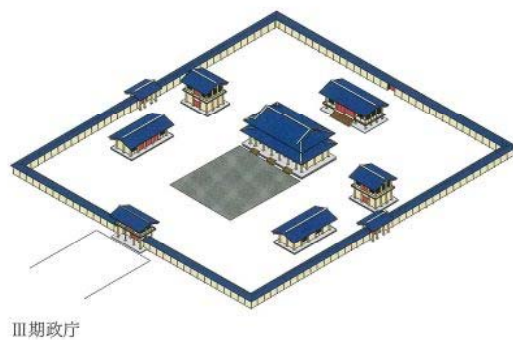
重要文化財 多賀城碑



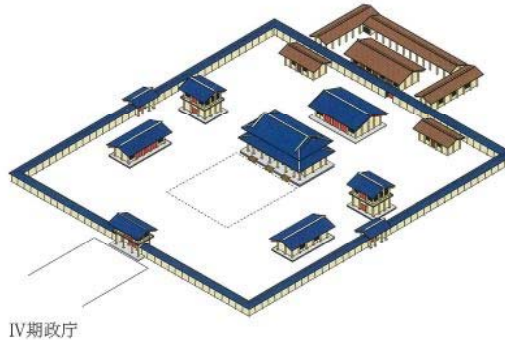
I期政庁



II期政庁



III期政庁



IV期政庁

政庁変遷イメージ図

この記載に見える「城下」とは、近年の発掘調査で明らかになった、多賀城南面に広がる都市を指すと考えられています。

(2) 多賀城跡の発掘調査成果

古代の文献にしばしば登場することで、多賀城跡は古くから重要な遺跡として知られており、大正8年(1919)



多賀城政庁跡

に史蹟名勝天然紀念物保存法が制定されると、その3年後には多賀城廢寺跡とともに「多賀城跡附寺跡」の名称で史蹟に指定されました。昭和35年、「多賀城跡発掘調査委員会」が組織され、多賀城廢寺跡、次いで多賀城政庁跡の発掘調査が実施されます。その結果、廢寺跡では中心伽藍が判明しました。

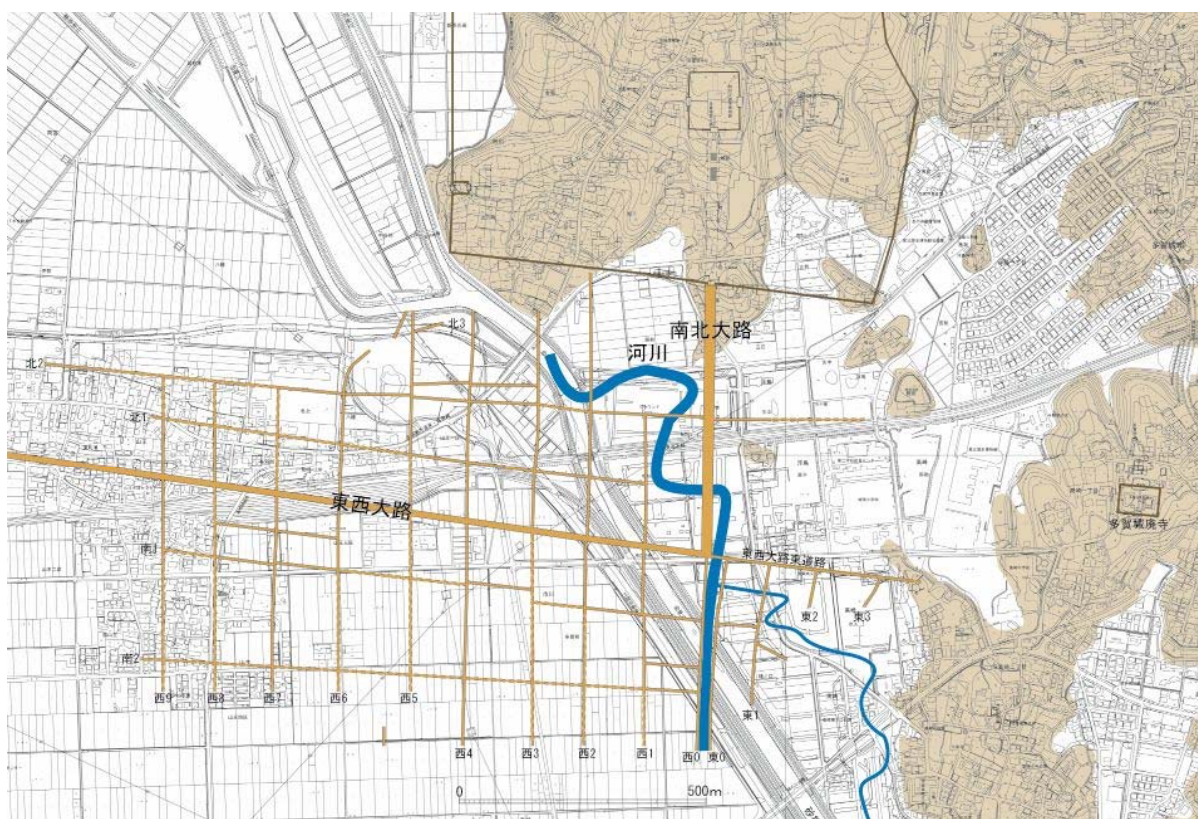
一方、当時内城と呼ばれていた多賀城の中心部分は、平城宮などの宮城における朝堂院式の「政庁」であることなどが明らかになり、それまで軍事基地として捉えられていた多賀城の性格を大きく見直す結果をもたらしました。こうした成果をうけ、多賀城跡と多賀城廢寺跡は昭和41年、特別史蹟に昇格しています。

多賀城跡は約900m四方の広さをもち、周囲は高さ5mの築地塀で囲まれ、南、東、西に門が確認されています。ほぼ中央に、約100m四方の政庁跡があり、第I期から第IV期までの4時期にわけられることが判明し、さらに城内各所の平坦な場所で、遺構が集中して検出されています。政庁東側の作貫地区、政庁南側の城前地区、東門の南西にある大畑地区、政庁北側の六月坂地区、城内西側にある金堀地区などでは、規則的に建物が配置されており、実務を執り行った役所跡と考えられています。

多賀城跡からは、大量の瓦や土器をはじめ、さまざまな遺物が出土しています。中でも漆紙文書は、全国で初めて多賀城跡で確認された資料として、特筆すべきものです。これは、漆の硬化を防ぐため、使用済みの文書を漆液の表面に密着させ蓋紙として用いたもので、紙に漆がしみ込み、その結果土中にあってもなお文書の姿を留めたものです。文書の多くは行政文書で、中央政府の編纂物に記される事の少ない地方の状況を物語る遺物として、極めて重要なものです。多賀城跡で



最初に発見された漆紙文書



多賀城外の方格地割

の発見をきっかけに、現在は日本各地で出土しており、木簡と並ぶ古代史解明の重要な資料となっています。

また、多賀城跡の発掘調査と並行して、周辺の調査も進み、その結果東西・南北に走る道路による方格地割りが多賀城南面に形成されていたことがわかっています。そのうち南北大路沿いには公的な施設が建ち並び、また、東西大路沿いには、国守館や、遣り水を設けた庭を持つ国司館など、高級官人の邸宅が軒を並べていたことも確認されています。

2 特別史跡指定の経緯

多賀城跡の保存については、全国的にも早く奈良の平城宮跡などと共に大正11年に史跡に指定されました。史跡の名称は、多賀城の付属寺院と見られていた廃寺跡も含めて「多賀城跡附寺跡」と名付けられました。

保存事業は、昭和30年代に開始されました。はじめに昭和35年から廃寺跡の発掘調査が、続いて38年から多賀城政庁跡の調査が行われ、この調査成果により昭和41年には特別史跡に昇格しています。その後、特に多賀城跡の周辺部で各種開発計画に対応する発掘調査が行われ、その結果、多賀城に付属する遺跡が相次いで発見されたことから、館前遺跡、柏木遺跡、山王遺跡千刈田地区が追加指定されています。このように、多賀城跡は早くから行政的に保護される一方、開発計画等から特別史跡を守るため、指定範囲を拡大し、関連する遺跡の追加指定を行っています。

指定面積は実に約107haに及びます。

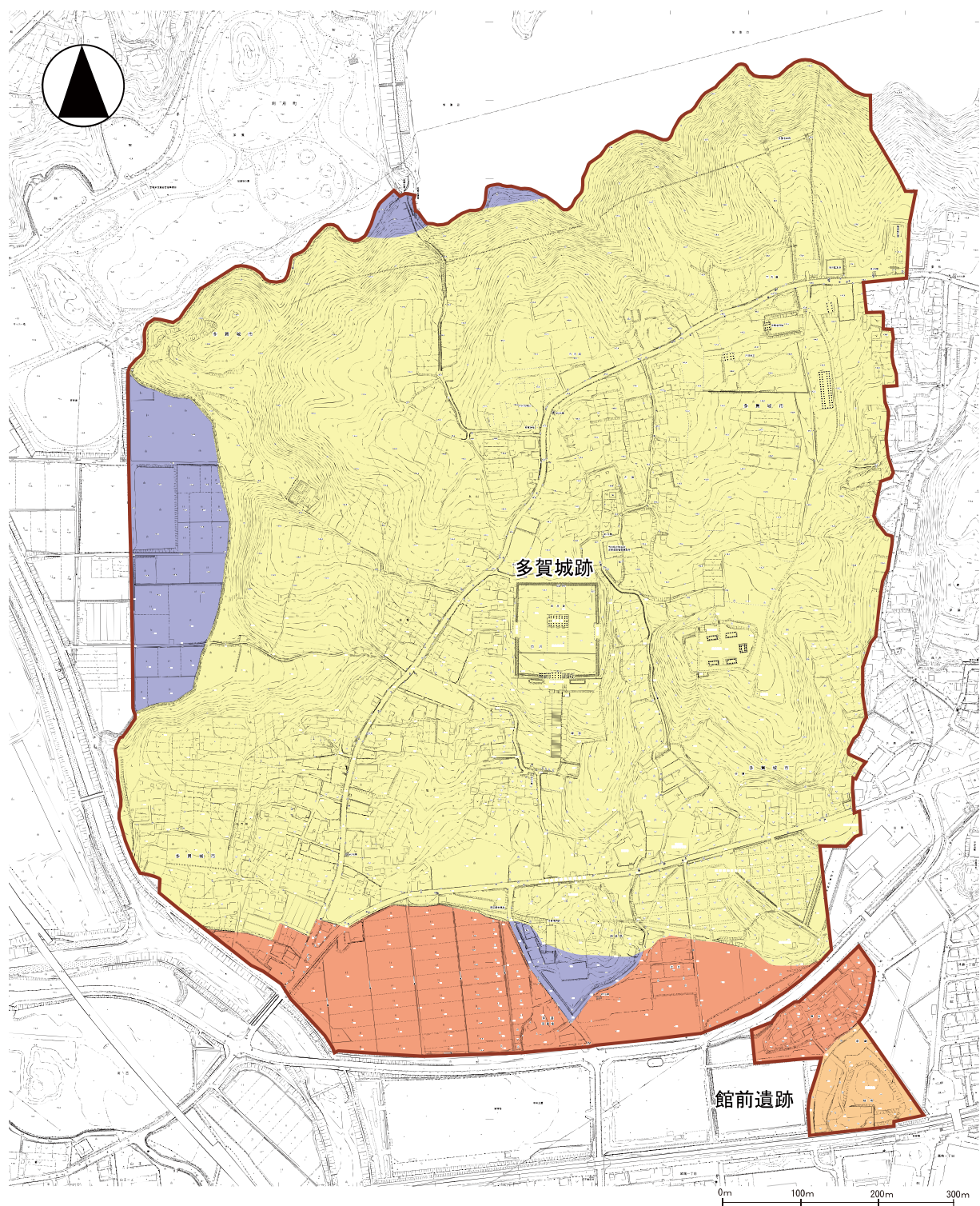
なお、特別史跡の保存事業については、管理団体である多賀城市と宮城県が分担して行っています。市は、土地の公有化事業とその維持管理事業を行い、県は、発掘調査事業と環境整備事業を担当しています。

<p>昭和四十一年四月十一日付け文化財保護委員会告示第二十二号</p> <p>指定理由および説明</p> <p>一、基準</p> <p>特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第二(国郡庁跡・城跡)および第三(社寺の跡)による。</p> <p>二、説明</p> <p>宝亀十一年三月丁亥紀はじめてあらわれる「多賀城」は、東北経略の基地としてつくられたものであるが、その築造年次は必ずしも明らかでない。しかし、養老六年紀に「陸奥鎮所」、同七年紀、神亀元年紀に「陸奥国鎮所」、天平九年紀に「多賀柵」また「鎮守將軍從四位上大野朝臣東人」とあり奈良初期に陸奥鎮所＝鎮守府がおかれ、ついで朝堂院的配置の多賀柵＝多賀城ができ、東北経略の政治的、軍事的中心地となったと思われる。</p> <p>多賀城は、宝亀十一年の伊治哲麻呂の反乱によつて焼失し、まもなく再建されたが、延暦二十一年、鎮守府は胆沢城に移された。その後も国府の所在地として、また、奥州の乱の際の源頼義・義家の治所、文治五年の源頼朝の奥州征伐の際の滞在所、建武新政の際の義良親王・北畠顕家の治所等として史上にその名をとどめている。</p> <p>多賀城跡は、大正十一年十月十二日に史跡に指定され、昭和四十年四月十七日に地域を一部追加指定したが、最近の発掘調査の結果、次のような事実が明らかになった。</p> <p>1. 中心部の土塁をめぐらした通称内城跡とよばれる部分では、昭和三十八・三十九・四十年の3回にわたつて発掘調査を行った結果、正殿跡、後殿跡と六棟の脇殿および翼廊をもつ南の門とこれに連なる築地跡等が解明され、朝堂院的配置であることが判明した。</p> <p>2. 城外の大字高崎にある土塁をめぐらした寺跡は、出土品よりして、多賀城に伴う寺跡と考えられるが、昭和三十六・三十七年の発掘調査の結果、この寺跡は、中門をはいると塔と金堂が東西に向きあい、南北中軸線上に講堂跡、その北に僧坊跡がある類例稀な伽藍配置であることが明らかにされた。</p> <p>今回、多賀城の古代―中世史上に占める歴史的な重要性と発掘調査の結果明らかにされた内城跡、寺跡の特異性にかんがみ、これを特別史跡に指定し、その保存により万全を期するものである。</p> <p>三、保存の条件</p> <p>(一) 環境整備につとめること。</p> <p>(二) 遺構をき損しないこと。</p> <p>(三) 古瓦その他遺物を採取しないこと。</p> <p>(四) 地形を変更しないこと。</p> <p>(五) 既存の建物等の撤去、改築等の際は発掘調査を実施すること。</p> <p>(六) その他みだりに現状を変更しないこと。</p>
--

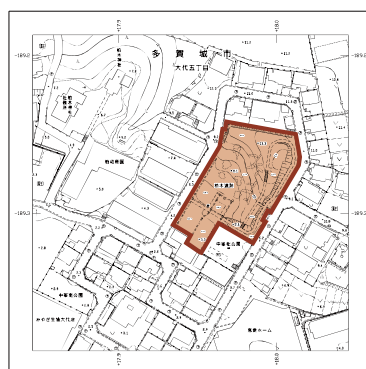
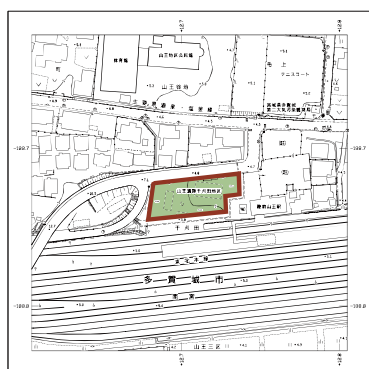
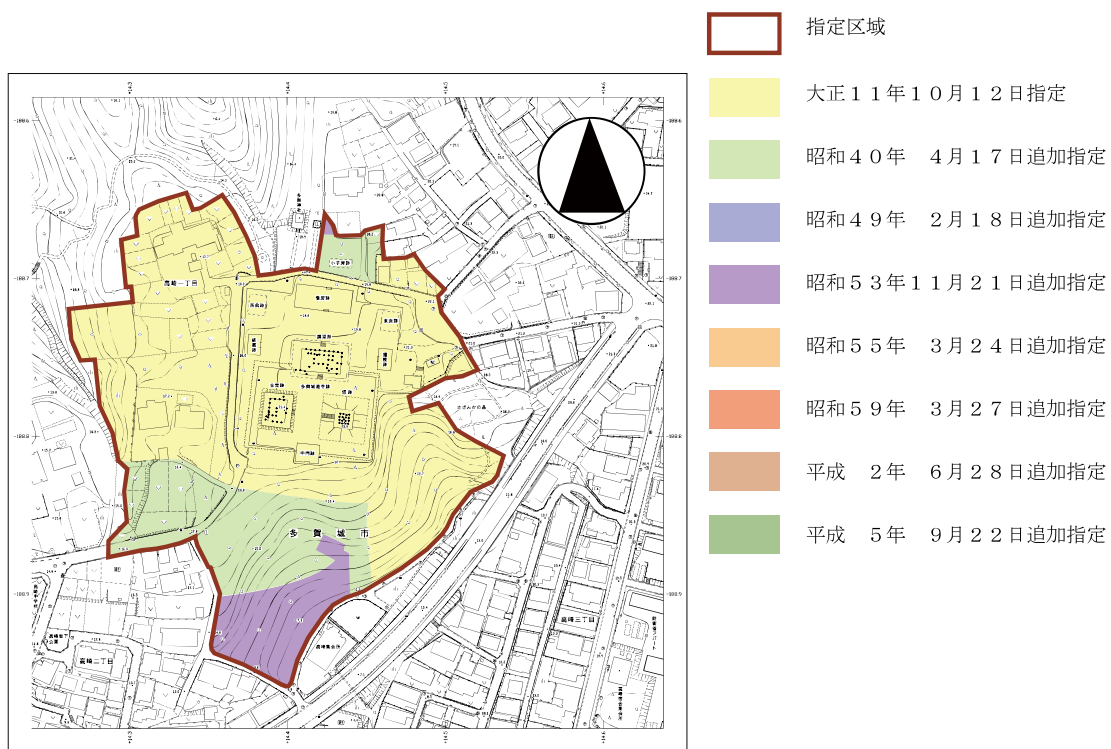
特別史跡の指定理由 (特別史跡指定書抜粋)

場 所	指 定 日	内 容	面 積 (㎡)
多賀城跡・多賀城廃寺跡	大正11年10月12日	史跡指定	
多賀城廃寺跡	昭和40年 4月17日	追加指定	
史跡指定地の全地域	昭和41年 4月11日	特別史跡指定	
多賀城跡・多賀城廃寺跡	昭和49年 2月18日	追加指定	
多賀城廃寺跡・全域図面指定	昭和53年11月21日	追加指定	多賀城跡： 930,940.00 多賀城廃寺跡： 49,594.00
館前遺跡	昭和55年 3月24日	追加指定	10,380.00
多賀城跡南面地域	昭和59年 3月27日	追加指定	80,700.00
柏木遺跡	平成 2年 6月28日	追加指定	3,758.69
山王遺跡千刈田地区	平成 5年 9月22日	追加指定	1,462.14
計			1,076,834.83

指定の経緯



特別史跡の指定区域図



0m

100

200

300